

介護予防・日常生活支援総合事業について

住み慣れた地域で暮らしていけるように、総合事業でみなさんをサポートします。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業といいます）とは、市区町村主体で行う地域支援事業のひとつとして、地域の65歳以上の方を対象に、その方の状態に合わせた様々なサービスを提供する事業です。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

通所型サービス

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
- 生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善などの短期的な指導を行います。

▼サービス費用の目安（月額）

※（ ）内は1割負担の方の額

訪問型サービス	要支援1・2、事業対象者	週1回程度	11,760円（1,176円）
通所型サービス	要支援1、事業対象者	週1回程度	17,980円（1,798円）
	要支援2	週2回程度	36,210円（3,621円）

※利用内容や事業所の状況に応じて、別途金額が加算される場合があります。



一般介護予防事業

65歳以上のすべての方が利用できるサービスです。

- 閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。
- 地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

➡ 介護予防把握事業

➡ 地域介護予防活動支援事業

- 介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。

- 介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。

➡ 介護予防普及啓発事業

➡ 地域リハビリテーション活動